

## 特定既存単独処理浄化槽に対する措置について

### 1. 背景

令和 2 年度施行の改正浄化槽法において、特定既存単独処理浄化槽（以下、「特定既存単独」という。）に対する措置、浄化槽台帳整備、協議会の設立等が盛りこまれた。各年度の「浄化槽の指導普及に関する調査」（以下、「指導普及調査」という。）では、浄化槽法第 11 条検査で不適正とされた浄化槽のうち、不適正内容が漏水であった単独処理浄化槽は 6,000 基程度報告されており、同数程度の特定既存単独が存在するものと推測される。一方で、特定既存単独に対する措置件数は全国で 200 件程度の報告にとどまり、判定の対象となっていない特定既存単独があることが懸念される。

本資料では、近年の特定既存単独の判定に関する現状について、指導普及調査等を用いて把握し、判定を行っている自治体に対して、判定に関する工夫点や課題等についてヒアリング調査を行った。

表 1-1 「特定既存単独に対する措置」に関するヒアリング事項

項目	質問事項
特定既存単独の判定フロー	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定既存単独の判定はどのように行っているか。</li> <li>● 判定フローはあるか。</li> </ul>
外形的状況や性能状況の各事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 判定基準はあるか。</li> <li>● 各事項について年間の判定実績/判定周期はどの程度か。</li> <li>● 判定における苦労点や工夫点はあるか。判定は継続可能か。</li> </ul>
周辺環境への影響の各事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 判定基準はあるか。</li> <li>● 各事項について年間の判定実績/判定周期はどの程度か。</li> <li>● 判定における苦労点や工夫点はあるか。判定は継続可能か。</li> </ul>
特定既存単独の判定の全体に関する質問	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保守点検・清掃業者との連携の可否</li> <li>● 指定検査機関との連携の可否</li> <li>● (措置件数と指導・助言件数に差がある場合) 措置件数と指導・助言件数に差がある要因</li> </ul>
他の制度の活用の有無及び活用方法に関する質問	<ul style="list-style-type: none"> <li>● (保守点検・清掃情報を収集し浄化槽台帳に登載している場合) 特定既存単独のスクリーニングで台帳を利用しているか。利用している場合は利用方法、利用していない場合は困難な理由は何か。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>● (協議会を組成している場合) 特定既存単独のスクリーニングで協議会を活用しているか。活用している場合は方法、活用していない場合は困難な理由</li> </ul>

## 2. 調査結果

### 2.1 現状調査:指導普及調査集計結果における特定既存単独の現状

令和2年度から令和4年度までの特定既存単独の基数を下表に示す。

特定既存単独の判定は、令和2年度は鹿児島県のみで行われていたが、令和3年度には山梨県・長野県等、令和4年度には北海道・岩手県・東京都(保健所設置自治体)・福岡県(保健所設置市)でも判定が行われており、基数は増加傾向にある。

表 2-1 特定既存単独処理浄化槽の基数

都道府県	令和2年度 公表値	令和3年度 公表値	令和4年度 速報値
鹿児島県	211(0)	286(20)	384(14)
山梨県	0(0)	3(0)	3(0)
長野県	0(0)	1(0)	1(0)
北海道	0(0)	0(0)	126(0)
岩手県	0(0)	0(0)	1(0)
東京都	0(0)	0(0)	7(7)
福岡県	0(0)	0(0)	468(468)
合計	211(0)	290(20)	990(489)

注釈)記載値は各都道府県内の報告値合計であり、括弧内はそのうち保健所設置市等における合計を示す。

注釈)指導普及調査では、令和3年度の福島県の特定既存単独処理浄化槽の基数は1件、令和4年度の宮城県の特定既存単独処理浄化槽の基数は128件と報告があったが、ヒアリングの結果、それぞれ0件であることが判明したため、該当する内容は表に記載していない。

注釈)指導普及調査では、令和3年度の鹿児島県の特定既存単独処理浄化槽の基数は213件(うち保健所設置市20件)と報告があったが、ヒアリングの結果、286件(うち保健所設置市20件)であることが判明した。

出所)浄化槽の指導普及に関する調査結果(令和3年度～令和5年度調査)

特定既存単独の管理者に対する指導・助言件数を次頁に示す。基数と同様に、令和2年度は鹿児島県のみで指導・助言が行われていたが、令和3年度には長野県、令和4年度には北海道・岩手県においても指導・助言が行われており、増加傾向にある。

表 2-2 特定既存単独処理浄化槽の管理者に対する指導・助言件数

都道府県	令和2年度 公表値	令和3年度 公表値	令和4年度 速報値
鹿児島県	211(0)	266(0)	384(14)
山梨県	0(0)	0(0)	3(0)
長野県	0(0)	6(0)	2(0)
北海道	0(0)	0(0)	4(0)
岩手県	0(0)	0(0)	1(0)
東京都	0(0)	0(0)	0(0)
福岡県	0(0)	0(0)	0(0)
合計	211(0)	272(0)	394(14)

注釈)記載値は各都道府県内の報告値合計であり、括弧内はそのうち保健所設置市等における合計を示す。

注釈)指導普及調査では、令和3年度の福岡県の特定既存単独処理浄化槽の管理者に対する指導・助言件数は1件、令和4年度の宮城県の特設既存単独処理浄化槽の管理者に対する指導・助言件数は1件と報告があったが、ヒアリングの結果、それぞれ0件であることが判明したため、該当する報告内容は表に記載していない。

注釈)指導普及調査では、令和3年度の鹿児島県の特定既存単独処理浄化槽の管理者に対する指導・助言件数は10件と報告があったが、ヒアリングの結果、令和3年度の鹿児島県の特定既存単独処理浄化槽の指導件数は266件であることが判明した。

出所)浄化槽の指導普及に関する調査結果(令和3年度～令和5年度調査)

また、令和5年度指導普及調査における、特定既存単独の判定基数と指導・助言件数を下図に示す。岩手県、山梨県、鹿児島県は判定基数と指導・助言件数が一致しているものの、他の都道府県では差異があり、同じ特定既存単独への複数回の指導・助言、又は判定したものの指導・助言を行っていなかった。

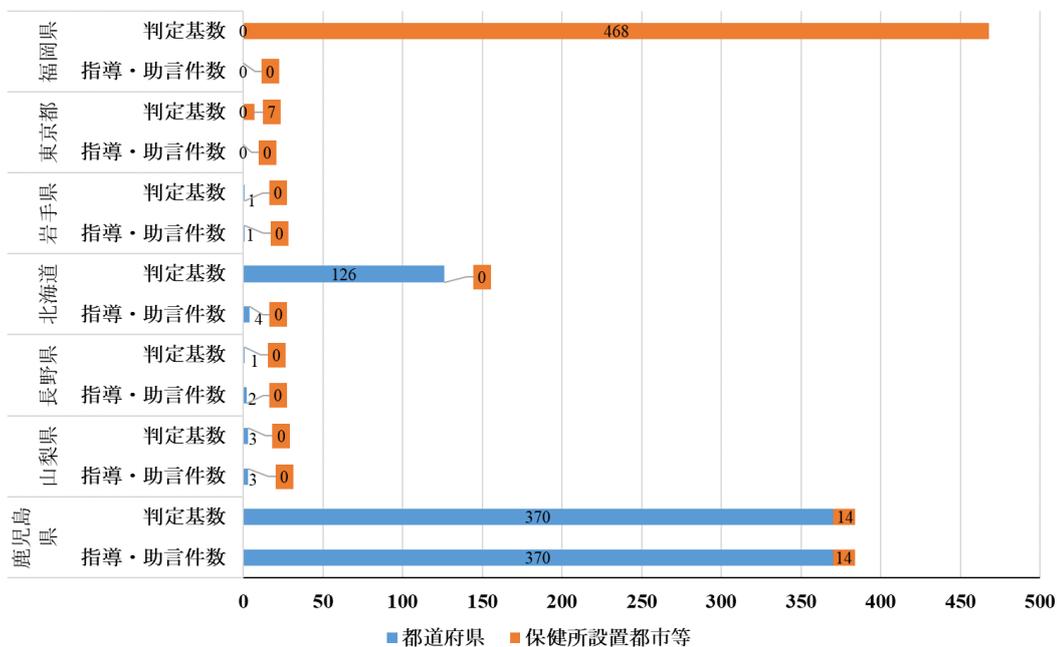


図 2-1 各都道府県の特設既存単独処理浄化槽の判定基数と指導・助言件数

出所)浄化槽の指導普及に関する調査結果(令和3年度～令和5年度)

## 2.2 詳細調査:判定を行っている自治体の特定既存単独処理浄化槽に関する状況

ヒアリング項目別の調査結果の概要を下表に示す。指導普及調査においては特定既存単独の判定を行った基数を報告している都道府県のうち、2 都道府県については、回答誤認識などがあり、実態として判定を行っていなかったため、調査目的とした「判定における工夫・課題」を実質的に把握できたのは 3 都道府県であった。

表 2-3 ヒアリング項目別の調査結果の概要

項目	調査結果(3 都道府県に対する調査結果)
特定既存単独の判定フロー	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事務処理要領などを定めて判定を実施:3 都道府県</li> <li>● 判定フローを策定し自治体に周知:2 都道府県</li> <li>● その他の工夫:               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 指定検査機関に、特定既存単独に該当しそうな浄化槽に「単独難あり」の記録をつけて報告をしてもらっている。破損等が見られれば、特定既存単独に該当する可能性ありとして、現場画像を添付してもらっている。(長野県)</li> <li>➢ 指定検査機関に、調査票の余白に特定既存単独の可能性ありと記入してもらっている。(山梨県)</li> <li>➢ 判断フローについて、複数の判断項目ではなく、本体の著しい漏水があれば特定既存単独と判定している。(鹿児島県)</li> </ul> </li> </ul>
外形的状況や性能状況の各事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 判定基準を設けている都道府県:3 都道府県               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 指針に記載の全項目を対象に判定している。特に重要項目(浄化槽本体)を重視している。(長野県)</li> <li>➢ 漏水及び仕切版の破損の項目を重視している。浄化槽法定検査判定ガイドラインの合併処理浄化槽・維持管理を除いた重要度の高い項目で判断している。(山梨県)</li> <li>➢ 特定既存単独の判定のための独自の検査項目は設定せず、法定検査の項目で判定を実施。指針に記載の全項目を対象に判定を実施している。(鹿児島県)</li> </ul> </li> <li>● 各事項について年間の判定周期:年 1 回(長野県、鹿児島県)</li> <li>● 判定における苦労点:               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 検査員が判断に迷った浄化槽は、指定検査機関内で月に 1 回実施する検査結果検討会にて判断している。(鹿児島県)</li> </ul> </li> <li>● 判定における工夫点:               <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 指定検査期間の現場判断を重視し、県で再度検証はしていない。基本的に、漏水や仕切版の破損があれば特定既存単独の可能性ありと判断している。(山梨県)</li> <li>➢ 水質に関してはどの検査員でも画一的に判定できるように透視度ではなく BOD を判断項目に追加している。(鹿児島県)</li> </ul> </li> </ul>

項目	調査結果(3 都道府県に対する調査結果)
周辺環境への影響の各事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 判定基準を設けている都道府県:1 都道府県 <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 周囲から苦情が出ていることも判断基準の一つとしている。(山梨県)</li> </ul> </li> <li>● 判定における苦労点: <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 井戸の設置状況に関する判定基準(半径何 m とするか)が設けられていないため、判断に苦慮している。(山梨県)</li> </ul> </li> </ul>
特定既存単独の判定の全体に関する質問	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保守点検・清掃業者との連携の可否: <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 連携あり。措置を講じた浄化槽に関しては、保守点検業者から保守点検記録の提供を受け、指導に活用している。(長野県)</li> </ul> </li> <li>● 指定検査機関との連携の可否: <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 指定検査機関と連携して特定既存単独の判定を実施している。(全3 都道府県)</li> </ul> </li> <li>● (措置件数と指導・助言件数に差がある場合)措置件数と指導・助言件数に差がある要因: <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 報告した3 件のうち、文書通知や訪問をして、2 件は状態を改善させて復旧し、残り1 件は使用を休止させた。(山梨県)</li> </ul> </li> </ul>
他の制度の活用の有無及び活用方法に関する質問	<ul style="list-style-type: none"> <li>● (保守点検・清掃情報を収集し浄化槽台帳に登載している場合)特定既存単独のスクリーニングにおける台帳の利用状況。利用している場合の利用方法、利用していない場合の困難な理由: <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 特定既存単独の判定は当該年度の指定検査結果に基づいて実施しており、保守点検・清掃情報とも紐づいてはいるものの、スクリーニングには使用していない。(3 都道府県)</li> </ul> </li> <li>● (協議会を組成している場合)特定既存単独のスクリーニングにおける協議会の活用状況。活用している場合の方法、活用していない場合の困難な理由: <ul style="list-style-type: none"> <li>➢ 協議会参加の保守点検業者から、特定既存単独に該当する浄化槽の確認に関する協力を得ている。(山梨県)</li> </ul> </li> </ul>